

# 平成22年4月1日より 袋詰め精米等の表示方法が変わりました！

「玄米及び精米品質表示基準」一部改正 完全実施のお知らせ

平成21年1月にJAS法に基づく「玄米及び精米品質表示基準」の一部が改正されました。

一括表示の「原料玄米」欄の記載方法について、これまで使用されてきた割合の百分率(%)表示が廃止され、①単一原料米については「単一原料米」と記載、②複数原料米(ブレンド米)については使用割合を「割」で表示されることとなり、平成22年4月1日より完全実施となりましたのでお知らせします。



## <表示例① 単一原料米の場合>

(改正前)

原料玄米	産地	品種	産年	使用割合
	〇〇県	××	22年産	100%

(改正後)

原料玄米	産地	品種	産年	
	単一原料米			
	〇〇県	××	22年産	

単一原料米と記載

使用割合欄を削除

## <表示例② 複数原料米(ブレンド米)の場合>

(改正前)

原料玄米	産地	品種	産年	使用割合
	複数原料米			
	国内産			100%
	〔〇〇県	××	22年産	70%)
	〔△△県	□□	22年産	30%)

%→割に変更

(改正後)

原料玄米	産地	品種	産年	使用割合
	複数原料米			
	国内産			10割
	〔〇〇県	××	22年産	7割)
	〔△△県	□□	22年産	3割)



## 一度使用された米の紙袋の取扱いについて

農産物検査証明は精米に産地・品種・産年を表示する場合の表示の根拠となっています。

一度使用した農産物検査の証明表示がある米袋の証明内容を抹消しないで再使用する場合は、農産物検査法違反となり、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金が科せられますので、適切な使用をお願いします。

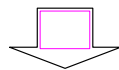
これに関する情報提供又はお問合せについては、最寄の農政局又は農政事務所にお問合せください。

### 使用済みの農産物検査証明空袋の取扱い

一度使用された農産物検査証明の表示がある米の袋に再び米を入れて流通させる場合は、農産物検査証明の表示を除去又は抹消した上で流通させてください。

農産物検査証明の表示を除去又は抹消せず、再び米の袋に入れて流通させた場合は、農産物検査法に基づく罰則が科せられます。

(1年以下の懲役又は100万円以下の罰金)



### 検査の証明等の表示を抹消する場合の例

検査証明書		荷造り、包装及び左記の事項を証明する。	
平成 9 年産	水稻うるち玄米	検査協会	検査協会 19.9.1 食糧
銘柄	県産コシヒカリ		
正味重量規格 30 kg			
皆掛重量 30.5 kg			
検査請求者記載欄			
検査請求者	農林太郎		
住所	県市町		
代理人	商店		
住所	県市××町		
生産地	県		
品種名	(コシヒカリ)		